

独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評定方法について

3 畜 産 第 1709 号
令和 4 年 2 月 21 日
農林水産省畜産局長通知

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「法」という。）に基づき、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）における業務実績評価を行うに当たっての具体的な評定方法については、独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）及び農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に定めるもののほか、本通知に定めるものにより実施する。

なお、本通知の施行に伴い、「独立行政法人家畜改良センターの業務実績の評定方法」（平成 27 年 6 月 10 日付け 27 生畜第 381 号）は廃止する。

1 評価単位

項目別評定は、法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については、一定の事業等のまとまりごとに評価を行い、同項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」、同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」については、事項単位で評価を行う。

ただし、よりの確な評価のため、中期目標を定めた項目まで細分化して評定を付すこととする。

上記に基づき設定した評価単位を付表に示す。

2 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

評価指針のⅡの 7（項目別評定及び総合評定の方法、評定区分）において定めるとおりとする。

3 法人ごとに定める具体的な総合評定等の評定方法

センターの総合評定は、以下の手順により、総合評定の基礎となるランク付けを行うものとする。

- ① 各評価項目の評定を、S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点と点数化する。
- ② 項目別評定の算術平均に最も近い評定とすることを基本とし、ランク付け

を行う（小数点以下は四捨五入）。

細分化した単位で項目別評定を行った上位項目の評定についても、上記①及び②の手順により行うこととする。

なお、家畜の伝染性疾病、自然災害、異常気象等予想し難い外部要因により、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることができる。

4 法人による自己評価

センターは、農林水産大臣による評価を受けようとするときは、本通知に定める方法により自己評価を行う。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調 査 書 数	備 考
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
	1 全国的な改良の推進							
	（１）種畜・種さんの改良							
	（２）遺伝的能力評価の実施							
	（３）畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供							
	（４）多様な遺伝資源の確保・活用							
	2 飼養管理の改善等への取組							
	（１）スマート畜産の実践							
	（２）SDG sに配慮した畜産物生産の普及							
	（３）家畜衛生管理の改善							
	3 飼料作物種苗の増殖・検査							
	（１）飼料作物種苗の検査・供給							
	（２）飼料作物優良品種の普及支援							
	4 調査・研究及び講習・指導							
	（１）有用形質関連遺伝子等の解析							
	（２）食肉の食味に関する客観的評価手法の開発							
	（３）豚の受精卵移植技術の改善							
	（４）知財マネジメントの強化							
	（５）講習・指導							
	5 家畜改良増殖法等に基づく事務							
	（１）家畜改良増殖法に基づく事務							
	（２）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査							
	6 牛トレーサビリティ法に基づく事務							
	（１）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施							
	（２）牛個体識別に関するデータの活用							
	7 センターの人材・資源を活用した外部支援							
	（１）緊急時における支援							
	（２）災害等からの復興の支援							
	（３）作業の受託等							
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項								
	1 一般管理費等の削減							
	2 調達の合理化							
	3 業務運営の改善							
	4 役職員の給与水準等							
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項								
	1 決算情報・セグメント情報の開示							
	2 自己収入の確保							
	3 保有資産の処分							
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項								
	1 ガバナンスの強化							
	2 人材の確保・育成							
	3 情報公開の推進							
	4 情報セキュリティ対策の強化							
	5 環境対策・安全衛生管理の推進							
	6 施設及び設備に関する事項							
	7 積立金の処分に関する事項							

